物品、委託役務関係の 入札参加資格登録をされている皆様へ

> 令和3年6月22日 大 阪 府

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の区域変更を踏まえた 委託役務業務及び物品調達にかかる取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた委託役務業務及び物品調達の対応については、これまでもお知らせしているところです。

このたび、令和3年6月17日に、本府については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域からまん延防止等重点措置を実施すべき区域へ変更され、当該措置を実施すべき期間を同年6月21日から同年7月11日までとすることが決定されましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和3年6月21日以降についても、これまでの取扱いを継続することとしましたので、お知らせします。

【問い合わせ先】 総務部 契約局 総務委託物品課 TEL06-6941-0351 (内線 5375)